



表2 自立(自律)とは

1. 目的としての自立(自律)：自分の意思のままに自分らしく自立(自律)して生きることを支える。

例えば、重度の障害を有する方でも車椅子で外出し、好きな買い物ができる、友人に会い、地域社会の一員として様々な活動に参加するなど、自分の生活を楽しむことができること。

2. 目的を具現化するための具体的な自立：より自立(自律)的な生活ができるよう生活を維持するうえでの自立性を高めるよう支援すること。

例えば、疾病や機能低下の予防活動であり、健康新進や生きがいを高める活動である。リハビリテーションの増進。

長寿社会開発センター：介護支援専門員基本テキストより

実を理解している介護職員は少ないのではないか？と思ってしまいます。

そして、この自立支援の意味合いについて、私も在宅医療の業界から介護保険へと参入した際に、「高齢者の自立とは何であろうか？」と悩みました。若い時のようにアクティブになれることは難しい場合が多いし、何をもって自立というのでしょうか。私のこの謎は、介護支援専門員の試験勉強をしている時に解決しました。受験勉強を考えながら援助をすることなのです。

自立支援は、自立支援の上に成り立ちます。例えば、病気が重度となり病院に入院したら、できることがかなり制限されます。手術や検査のためにベッド上で安静にしなければならない状態では、なかなかやりたいことができなくなります。病気が安定して自宅や介護施設に退院できれば、入院時と比較すれば多くの好きなことができる環境になります。ということは、「目的＝自律した生活を送ること」を達成するには、健康管理をして、病気が悪化して入院しないように注意が必要となります。

しかし、とても残念なことに、介護保険では表2の2の自立支援に対する介護報

「これらの者が尊厳を保持し」という部分は、介護保険制度がスタートした2000年以降に追加された文章なのです。それは、厚生労働省が思つた以上に、要介護者の尊厳が保持されていなかつたという事が発覚したからなのです。

「その有する能力に応じ」は、「残存機能を生かしながら」という意味で、「自立した日常生活を営むことができるよう」の部分がポイントです。自立した日常生活とは何かを、介護職員が理解しておく必要があるのです。介護職員だけではなく、介護保険に携わるすべての人が理解しておく必要があります。この部分については後ほどさらに詳しく解説します。

### 「国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする」

この最後の一文には、言いたいことがあります。保健医療は「向上」、福祉は「増進」となっています。向上と増進、この言葉の意味の違いが分かりますか？ 辞書で調べると、向上とはより優れたものに高まることです。増進は増やし進めることです。つまり、「福祉は質より量、保健と医療は量より質」という意味なのです。失礼だと思

いませんか？ 介護保険が始まつたばかりの数年間ならともかく、いまに増やそうだけよいのでしょうか？

実は、自立支援が一向に進まないことは、とても大きく関連していると私は考えています。

一方で、2018年度の介護報酬改定で通所介護にADL等維持加算が導入されました。この加算はアウトカム評価と言われており、成果を出したら報酬を与えるという考え方です。自立支援を目指して頑張った要介護度が改善すると、限度額が下がってしまうために報酬も下がるのが現状の介護報酬です。この仕組みでは、良い介護を提供することが事業の売り上げを下げることがあります。要介護度が改善すると、限度額が下がります。自立支援を目標として頑張つてしまふために報酬も下がるのが現状の介護報酬です。この仕組みでは、良い介護をとにつながり、矛盾が生じてしまいます。

アウトカム評価はこの矛盾を改善できるチャンスでしたが、残念ながら加算の単位数があまりにも低く、モチベーションが上がらないのが現状です。

このような成果報酬の考え方が導入されただけでも、「向上」とどうえるべきなのでしょう。次回の介護報酬改定で、第1条の最後の文章の「増進」が「向上」に変わったこと

ていることを期待しています。これが実現するかしないかは、現場で介護を実践している私たちが自立支援介護を提供できるかにかかっているのです。

## 自律支援と自立支援の違い

続いて、「自立支援とは何か？」について説明します。介護保険法では「その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう」と記載されています。ということは、介護職員はまず要介護者の有する能力（残存能力）を見極めます。残存能力を見極めた上で、自立した生活を営めるように援助するのが介護職員の役割となります。このように考えると、介護職員の仕事とは、「要介護者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、食事、入浴、排せつ等の介助を行うこと」となります。

3大介護の介助をしながら、尊厳の保持と自立支援をすることが介護であると、介護保険法で示しているのです。先述した介護仲間の研究報告を聞く限りでは、この真

酬で対応していますが、1の自律支援に対しては介護報酬外で対応するようになると決めています。よって、介護の業務中に1を達成することがとても難しくなっているのです。介護報酬で請求はできませんが、自律支援を成し遂げたいとは思いませんか？

では、本当の自律支援を成し遂げるためには、介護職員がどうあるべきなのでしょうか？ 何を学ぶべきなのでしょうか？ それについては、次号特別企画でお届けいたしますのでお楽しみに！

岩下由加里氏（フロレンス岩下）のブログと、理事長を務める一般社団法人日本高齢者改善介護協議会をこちらからご覧いただけます。

あおぞらブログ  
<https://ameblo.jp/nsiwashita/>



日本高齢者改善介護協議会  
ホームページ  
<https://kaizen-kaigo.com/>

